

和泊町過疎自立促進計画

平成28年度～平成32年度

鹿児島県和泊町

目次

1 基本的な事項	4
(1) 和泊町の概況	
ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
ア 人口の推移と動向	
イ 産業の推移と動向	
(3) 市町村行財政の状況	
ア 行財政の状況	
イ 施設整備水準等の現況と動向	
(4) 地域の自立促進の基本方針	
(5) 計画期間	
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	
2 産業の振興	10
(1) 現況と問題点	
ア 基盤整備(農業)	
イ 農業	
ウ 港湾	
(2) その対策	
ア 基盤整備(農業)	
イ 農業	
ウ 港湾	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	13
(1) 現況と問題点	
ア 道路	
イ 情報通信	
ウ 陸上交通の確保	
エ その他	
(2) その対策	
ア 道路	
イ 情報通信	
ウ 陸上交通の確保	
エ その他	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

4	生活環境の整備	15
(1)	現況と問題点	
ア	下水処理施設	
イ	公営住宅	
(2)	その対策	
ア	下水処理施設	
イ	公営住宅	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
6	医療の確保	17
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
7	教育の振興	18
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
8	地域文化の振興等	19
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
9	集落の整備	20
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	21
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	

1 基本的な事項

(1) 和泊町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は鹿児島市の南南西536kmの洋上、北緯27度23分、東経128度39分に位置する沖永良部島(周囲55.8km、面積93.65km²)の北東部半分からなり、面積は40.39km²、北側は東シナ海、南側は太平洋にそれぞれ面し、北東部は海を隔て徳之島、南西には知名町に隣接し、与論島、沖縄の島々が遠望される。

町全体が隆起珊瑚礁に覆われた平坦な地形で、中央に古城層からなる「越山」(188.6m)があるほか、ほとんどが畑地であり、海岸線は変化に乏しく港湾条件に恵まれていない。

気候は、亜熱帯海洋性に属し四季を通じて温暖で、年平均気温は22度である。降雨量は、年平均1,600ミリと減少傾向にあり、梅雨・台風時に集中するため、例年干ばつに見舞われ農作物は大きな被害を被っている。

また、7月から10月にかけては大小数個の台風が襲来し、11月から3月は季節風が強く、交通をはじめ島の産業に大きな影響を与えている。

(イ) 歴史的条件

沖永良部島は、文永3年(1266年)から約340年間、琉球王朝の統治下にあったが、慶長14年(1609年)薩摩藩の琉球征服で明治4年(1871年)の廃藩置県までの260年間、薩摩藩による支配が続いた。

明治41年4月島しょ町村制が実施され、和泊村、知名村に区分され、同年5月村議会初の選挙が行われ、村議会により村長が選挙された。昭和16年5月、町村制が施行され和泊町となった。その後第2次世界大戦が勃発し、昭和20年8月15日終戦、昭和21年1月28日、祖国から分離され、米軍政府のもとで、大島群島は臨時北部南西諸島となった。

昭和25年8月、群島組織法で奄美群島に改正され、昭和27年4月群島政府は琉球政府に統轄、昭和28年8月ダレス声明により同年12月25日、8年ぶりに祖国に復帰した。翌年29年6月、奄美群島復興特別措置法が公布され、戦火を受けた学校、道路、港湾などの公共施設の復興に着手した。しかし、諸基盤の整備水準は大きな隔りがあり、復興・振興計画と次々と延長され、沖永良部空港の開港を初めとする交通基盤や農業基盤、生活環境、教育環境の整備が推進されてきたものの依然として本土との格差は大きいことから、尚一層の特色ある振興が必要である。

(ウ) 社会的条件

近代の社会情勢は、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展に伴い大きく変化し、住民意識もこれまでのハード志向から「ゆとり」「潤い」といった精神的豊かさを求めるソフト重視の方向に変わってきている。併せて価値観やニーズも多様化、高度化の傾向にあり、特に、社会福祉の充実や地域環境、生活環境の整備等が強く要請されてきている。すべての住民が生涯にわたって、生きがいと潤いのある魅力的な地域社会の基礎的条件の整備に積極的に努力しなければならない。

(エ) 経済的諸条件

平成22年国勢調査による本町の産業別人口をみると、第1次産業就業人口が1,258人、第2次産業が448人、第3次産業が1,909人となっており、平成12年国勢調査と比較して第1次産業で△16.2%、第2次産業で△24.6%、第3次産業で3.0%の増加となっている。このことから、第1次・第2次産業就業人口が減少し、第3次産業人口が増加傾向にある。

本町は農業が盛んな町であるが、第1次産業より第3次就業人口が多く占めており、卸売業・小売業や医療福祉従事者が増えており、今後もこのような傾向で推移するものと思われる。

イ 過疎の状況

人口は町勢発展の根源となるべきものであるが、本町の人口は昭和10年をピークに、昭和35年まで、1万2千人台で安定的に推移していたが、国の高度経済成長政策に伴い、若者を中心に労働者の本土流出が続き、昭和45年の国勢調査人口は、9,507人、昭和55年8,932人、平成2年8,188人、平成22年7,114人と減少の一途をたどっている。

このような状況下で昭和46年過疎地域の指定を受け、交通基盤や農業生産基盤、生活環境基盤、コミュニティー施設等、社会基盤の整備を図ったにもかかわらず、数字としてその効果は表れていないのが現状である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和10年の12,715人をピークに減少を続け、昭和50年には8,615人まで落ち込んだが、その後増加に転じ、昭和55年には8,932人まで回復した。しかし、その後再び減少し、昭和40年から平成22年までの45年間には、実に35.7%も減少している。

年齢階層別人口を昭和40年と平成22年で比べてみると、0歳から14歳は4,118人から1,145人(72.2%減)、15歳から64歳は5,575人から4,574人(18.0%)へと減少しているが、逆に65歳以上の人口は1,365人から2,068人(51.5%)と増加している。このため総人口に占める、65歳以上の割合は、昭和40年の12.3%から平成22年の29.1%と増加しており、本町の高齢化は国や県の平均を上回り急速に進行している。

また、15歳から29歳の若年層では、平成7年の国勢調査での841人に対し、平成12年には918人と77人の増加となったものの、平成17年には再び800人まで減少し、更に平成22年には更に691人にまで減少している。今後更に人口の減少が進行するものと考えられる。

イ 産業の推移と動向

本町の就業人口の動向は、昭和40年の総数4,822人から年々減少し、昭和50年には4,127人と大きく落ち込んだものの、昭和55年には当時の人口の増加傾向(Uターン現象)に伴い就業人口も4,620人まで回復した。しかし、その後再び減少し、平成7年には3,998人、平成17年には3,912人、平成22年3,628人となった。

本町の就業人口構造をみると、平成22年は第1次産業34.8%、第2次産業12.4%、第3次産業52.8%となっており、第1次産業と第3次産業の占める割合が高くなっている。本町の基幹産業である第1次産業については、昭和40年の3,595人(74.5%)、昭和50年の2,352人(50.7%)と減少し、昭和55年にはオイルショック等によりUターンが促された結果2,503人(54.2%)と増加したものの、平成2年には2,164人(51.3%)、平成12年には1,502人(38.0%)、平成17年には1,391(35.6%)、平成22年には1,263人(34.8%)と減少が続いている。

第2次産業の就業人口は、昭和40年の326人(6.8%)から昭和45年には445人(9.3%)、平成2年には438人(10.4%)、平成12年には594人(12.2%)と微増傾向にあったが、平成17年には573人(14.6%)、平成22年には450人(12.4%)と減少に転じている。

第3次産業は、昭和40年の892人から平成2年には1,612人(38.3%)、平成12年には1,852人(47.0%)平成17年には1,948人(49.8%)、平成22年1,916人(52.8%)と大幅に増加している。

今後、第1次産業の大半を占める農業の就業人口は高齢化などにより減少し、第3次産業の就業人口の増加が更に進むものと考えられる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 12,231	人 11,058	% △ 9.6	人 9,507	% △ 14.0	人 8,615	% △ 9.4	人 8,932	% 3.7	
0歳～14歳	4,905	4,118	△ 16.0	2,977	△ 27.7	2,182	△ 26.7	2,100	△ 3.8	
15歳～64歳	5,967	5,575	△ 6.6	5,237	△ 6.1	5,089	△ 2.8	5,292	4.0	
うち15歳～ 29歳(a)	1,855	1,483	△ 20.1	1,090	△ 26.5	1,491	36.8	1,526	2.3	
65歳以上(b)	1,359	1,365	0.4	1,293	△ 5.3	1,344	3.9	1,540	14.6	
(a)/総数 若者比率	% 15.2	% 13.4	—	% 11.5	—	% 17.3	—	% 17.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 11.1	% 12.3	—	% 13.6	—	% 15.6	—	% 17.2	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,653	% △ 3.1	人 8,188	% △ 5.4	人 7,869	% △ 3.9	人 7,736	% △ 1.7	人 7,436	% △ 3.9
0歳～14歳	1,984	△ 5.5	1,750	△ 11.8	1,532	△ 12.5	1,352	△ 11.7	1,206	△ 10.8
15歳～64歳	5,021	△ 5.1	4,621	△ 8.0	4,309	△ 6.8	4,226	△ 1.9	4,071	△ 3.7
うち15歳～29歳(a)	1,121	△ 26.5	864	△ 22.9	841	△ 2.7	918	9.2	800	△ 12.9
65歳以上(b)	1,648	7.0	1,817	10.3	2,028	11.6	2,158	6.4	2,159	0.0
(a)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
若者蔗比率	13.0	—	10.6	—	10.7	—	11.9	—	10.8	—
(b)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	19.0	—	22.2	—	25.8	—	27.9	—	29.0	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 7,114	% △ 4.3
0歳～14歳	1,145	△ 5.1
15歳～64歳	4,574	12.4
うち15歳～29歳(a)	691	△ 13.6
65歳以上(b)	2,068	△ 4.2
(a)/総数	%	—
若者蔗比率	9.7	—
(b)/総数	%	—
高齢者比率	29.1	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	7,636人	—	7,414人	—	△2.9%	7,031人	—	△5.2%
男	3,703人	48.5%	3,618人	48.8%	△2.3%	3,441人	48.94%	△4.9%
女	3,933人	51.5%	3,796人	51.2%	△3.5%	3,673人	52.24%	△3.2%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	人 6,798	—	%	人 6,809	—	%
男 (外国人住民除く)	3,363	49.47	0.53	3,376	49.58	0.11
女 (外国人住民除く)	3,435	50.53	△1.71	3,433	50.42	△0.11
参考 男(外国人住民)	9	0.13%	—	5	0.07%	△0.06%
参考 女(外国人住民)	95	1.37%	—	84	1.22%	△0.15%

表1-1(3) 人口の見通し

公共施設等総合管理計画の策定後掲載する。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,944	人 4,822	% —	人 4,769	% △1.1	人 4,127	% △13.5	人 4,620	% 11.9	% —
第一次産業 就業人口比率	% 4.878	% 74.5	—	% 69.5	—	% 57.0	—	% 54.2	—	—
第二次産業 就業人口比率	% 327	% 6.8	—	% 9.3	—	% 14.3	—	% 14.2	—	—
第三次産業 就業人口比率	% 739	% 18.7	—	% 21.2	—	% 28.7	—	% 31.6	—	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,402	% △4.7	人 4,217	% △4.3	人 3,998	% △5.1	人 3,949	% △1.2	人 3,912	% △0.9
第一次産業 就業人口比率	% 54.7	—	% 51.3	—	% 44.2	—	% 38.0	—	% 35.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 11.3	—	% 10.4	—	% 12.2	—	% 15.0	—	% 14.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 34.0	—	% 38.3	—	% 43.6	—	% 47.0	—	% 49.8	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	人 3,628	% △7.2
第一次産業 就業人口比率	% 34.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 12.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.8	—

(3) 市町村行財政の状況

ア 行財政の状況

行政を取り巻く社会経済環境の変化はめまぐるしく、行政需要はこれまで以上に高度・複雑多様化の傾向にある。

このような環境の中において、最少の経費で最大の効果を上げるため、施策・事業を費用対効果で判断するなど行政評価の定着化を図り、組織・機構の統廃合、事務事業の移管・縮小等の見直し、電子自治体の推進、職員の資質向上及び意識改革に取り組むとともに、共生・協働のまちづくりを推進するための環境を整備することにより、住民満足度の高い行政サービスを推進している。

また、財政については、国の経済対策に対応した公共事業や自主的・主体的なまちづくりの事業を展開していく中、地方債現在高が累積し、また、歳出に占める公債費の割合が増加し、経済収支比率や実質公債費比率などが、県内の市町村の中でも高い水準にある。

このようなことから、人件費の抑制や普通建設事業費の縮減など、事務事業の見直しや事業の重点的实施による財政健全化に向けた取組を進めているところであり、平成27年度からの5年間を財政健全化対策集中期間としてとらえ、経常収支比率等財政指標の改善と税等収入金の徴収率向上に集中的に取り組んでいくこととしている。

本町においては、中長期的な財政見通しのもと、持続可能な行財政構造を構築していくことが益々重要となっており、引き続き、行財政改革大綱等に基づく行財政改革を積極的に推進するとともに、経費全般についての節減、受益者負担の適正化、町税等の自主財源の確保及び計画的な地方債管理など、公正で合理的なかつ効率的な行財政に努める必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	8,333,193	6,393,548	6,408,644	7,501,449
一般財源	3,962,201	3,564,268	4,018,473	3,757,552
国庫支出金	1,736,573	788,374	691,566	1,042,865
都道府県支出金	618,004	380,569	276,453	403,369
地方債	957,600	716,100	584,024	1,377,880
うち過疎債	146,700	98,500	194,000	186,700
その他	1,058,815	944,237	838,128	919,783
歳出総額 B	8,079,336	6,238,293	6,119,404	7,326,853
義務的経費	2,405,653	2,378,071	2,776,827	2,618,604
投資的経費	2,674,209	1,388,392	709,362	1,755,902
うち普通建設事業	2,665,275	1,334,291	697,964	1,557,173
その他	2,549,774	2,060,471	2,233,915	2,557,364
過疎対策事業費	449,700	411,359	399,300	394,983
歳入歳出差引額 C(A-B)	253,857	155,255	289,240	174,596
翌年度へ繰越すべき財源 D	23,563	33,624	49,523	751
実質収支 C-D	230,294	121,631	239,717	173,845
財政力指数	0.17	0.19	0.17	0.17
公債費負担比率	21.5	20.5	26.1	29.3
実質公債費比率	—	—	14.9	16.7
起債制限比率	12.4	9.2	—	—
経常収支比率	82.4	91.8	87.6	97.0
将来負担比率	—	—	109.2	143.4
地方債現在高	9,299,242	10,919,211	10,487,875.0	11,209,612

イ 施設整備水準等の現況と動向

本町の公共施設整備事業状況は、表1-2(2)のとおりである。

これまでに地域住民の利便性向上を目的に、町道の整備や公営住宅の整備、公共下水道の整備等、インフラの整備に取り組むとともに防災設備・施設の拡充や有線テレビ等地域情報通信基盤施設の整備拡充に取り組んでおり、生活環境の充実のみならず本町の産業・経済発展に大きな役割を果たしているところである。今後も住民生活の向上、産業活動の振興等の観点から、財政面も考慮しながら計画的な整備を行う必要がある。

その他の公共施設の整備については、築60年が経過し、老朽化による様々な不具合が生じている新庁舎建設を始めとして、総合体育館整備に向けた取り組みと、これまで整備を行ってきた公営住宅や公共下水道の長寿命化に向けた対策等、既存の建物の有効活用に向けた総合的な公共施設のあり方について、検討を進めていく必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	10.5	63.3	69.7	70.0	75.8	76.5
舗装率 (%)	1.2	42.3	47.0	52.8	54.8	56.6
農 道						
延長 (m)	—	—	—	—	24,212	33,302
耕地1ha当たり農道延長 (m)	22	77.9	5.5	9.0	—	—
林 道						
延長 (m)	—	—	—	—	0	0
林野1ha当たり林道延長 (m)	0	0	0	0	—	—
水道普及率 (%)	94.0	97.8	99.9	99.9	99.9	100.0
水洗化率 (%)	—	14.1	24.6	33.3	65.9	78.5
人口千人当たり病院, 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0	0

(4) 地域の自立促進の基本方針

現在、全国的に少子高齢化の進展に伴う人口減少は、経済社会に対して大きな重荷になっている状況である。また、大都市での景気は回復傾向であるが、地方ではいまだ回復傾向がみられない状況であり、特に本町は農業立町であるが、近年自然災害の影響等により農業生産額が落ち込み、地域経済が低迷しており、農業分野の建て直しによる産業振興が急務である。

本町ではこれまでも過疎対策事業のソフト事業として、「産科医等確保支援事業」、「就学支援対策事業」、「集落リーダー育成事業」、「地域活性化支援事業」、「あざ・まち元気活動事業」などに取り組んできたところである。その中でも、「産科医等確保支援事業」は隣町と連携しながら取り組んだ成果として、平成26年度から1名常勤医として勤務している。また、町独自の取組としてまちづくり協力隊による「あざ・まち元気活動事業」は、集落を支援することで住民主体による地域活性化への取組が浸透してきている。今後も継続しながら地域での人材育成や確保への支援を行う。

また、農産物などの地域資源の有効活用、新たな販路開拓などの産業振興、今後は交流人口の増加が見込まれることから受入体制を積極的に推進し、所得向上及び雇用の増大を図る。

公共施設等総合管理計画と整合性をとり、既存の公共施設の有効活用方法を周知することで利用者の増加を図り、自主財源の確保につなげながらコミュニティづくりを図る。

人口減少対策及び雇用創出を目的とした総合戦略と併せて本町の第5次総合振興計画を基に、地域資源を最大限有効活用し、産業の振興をはじめ、地域の自立発展に向けて、様々な事業を実施していく。

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 基盤整備(農業)

- (ア) 農産物の自由化、集落の過疎化、資材等の価格高騰、高齢化などにより農業を取り巻く環境が厳しい中、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成強化を目的として、県営農地整備事業(畑地帯担い手育成型)を始め、各種事業の導入により区画整理を実施している。
- (イ) 国営附帯県営事業の整備の遅れや担い手等への農地集積が思うように進まないことに加え、事業実施に伴う農家の負担金が事業実施の妨げになっていること、これまで整備した施設の老朽化など事業推進と併せて解決すべき問題が生じている。

イ 農業

- (ア) 台風常襲地帯である本町においては、近年接近する台風の大型化に伴い、被害の軽減が課題である。
- (イ) 外海離島であるため、本土までの農林水産物の移出入に多額の費用負担が発生している。
- (ウ) 品質の優れた農産物を生産しているが、干ばつ等の気象影響を受け、生産量及び価格が安定せず農家経営の安定化を図る必要がある。

ウ 港湾

- (ア) 伊延港では、施設の長寿命化を図るための整備が必要である。
- (イ) 和泊港では、港内の静穏度を確保するための整備や、施設の長寿命化を図るための整備が必要である。

(2) その対策

ア 農業基盤

- (ア) 地域住民との話し合い活動(多面的機能支払交付金や共生・協働の農村づくり)を中心に、行政主導から地域主導への転換を促し、国営事業と併行した和泊町農業農村整備事業計画を策定する。
- (イ) 工事分担金滞納者に対する納入対策の強化を図る。
- (ウ) 国営かんがい排水事業や県営農地整備事業(畑地帯担い手支援型)により、畑かん施設を整備し、町内全域に畑かん用水を確保することにより個々の農家所得の向上を図る。
- (エ) 老朽化の著しい溜池等は、計画的に改修を行い農業用水の確保を図る。
- (オ) 施設の点検活動を実施し、簡易補修等を行いながら、施設の長寿命化を図る。
- (カ) 台風等の停電時に対応できるよう、非常用発電機の整備を図る。
- (キ) ほ場整備に併せて農道を改良舗装し、農業機械・農作物のスムーズな流通体系を確立する。
- (ク) 施工については、環境との調和に配慮した事業を実施し、景観や生態系に配慮した工法を導入する。
- (ケ) 共生・協働の農村づくりの精神に基づき、地域と連携・協働して適切な管理を推進する。
- (コ) 遊休農地発生防止のための保全管理等の実施を支援する。
- (サ) 点検結果に基づいて側溝の泥上げの実施を支援する。
- (シ) 畦畔・農用地法面等の草刈り等の実施を支援する。
- (ス) 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する伝統行事の継承等を支援する。

イ 農業

- (ア) 台風被害を軽減できる鉄骨平張施設、補強型営農ハウスの導入を図る。
- (イ) LED電球と小型発電機の導入により、台風後の停電対策を行う。
- (ウ) 出荷に伴う輸送コストの軽減を図る。
- (エ) 畑かん営農の推進を図る。
- (オ) 農産物の加工を行い、付加価値を付けることで、農産物価格の安定と地域の活性化を促進する。

ウ 港湾

- (ア) 伊延港については、施設の長寿命化を図るための事業を推進する。
- (イ) 和泊港については、県に対して、港内の静穏度を確保するための沖防波堤など必要な港湾施設の整備を要請する。

(3) 計画

事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地整備事業 (畑地帯担い手育成型 白瀬地区) 区画整理 81.0ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手育成型 外俣地区) 区画整理 32.0ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手育成型 第四畦布地区) 区画整理 53.3ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手育成型 第二伊美地区) 区画整理 13.3ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 根折地区) 畑かん施設 97.0ha 区画整理 1.0ha 農道整備 965m	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 畦布地区) 畑かん施設 52.7ha 農道整備 2,665m	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 手々知名地区) 畑かん施設 24.0ha 土層改良 17.6ha 農道整備 535m	県	
		農地整備事業 (担い手支援型 伊美地区) 畑かん施設 68.5ha 土層改良 21.4ha 農道整備 2,045m	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 朝知野地区) 畑かん施設 48.0ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 外俣地区) 畑かん施設 32.0ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 白瀬地区) 畑かん施設 81.0ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 畦布第二地区) 畑かん施設 88.0ha	県	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型 伊美第二地区) 畑かん施設 30.0ha	県	

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		土地改良施設維持管理適正化事業 (国頭伊池 シート補修)	町	
		土地改良施設維持管理適正化事業 (皆川新池 シート補修)	町	
		土地改良施設維持管理適正化事業 (長畠1号池 フェンス補修)	町	
		農業水利施設保全合理化事業 和泊町一円(ポンプ) ポンプ施設更新	町	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 和泊町一円(パイプライン) パイプライン更新	町	
		農地整備事業 (畑地帯担い手支援型)単独施設整備 和地区 畑かん施設更新	県	
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 長畠地区 畑かん施設 15.0ha	町	
		団体営農業基盤整備促進事業(国頭地区)	町	
		非常用発電施設整備事業	町	
		農地整備事業(通作条件整備) (国頭2地区)L=2,000m	県	
		(9) 過疎地域自立促進特別事業	農林水産物輸送コスト支援事業	町
(10) その他	多面的機能支払交付金 (農地維持・資源向上)	活動組織		
	伊延港統合補助事業 港湾施設の補修事業	町		
	和泊港統合補助・県単港湾整備事業	県		

- (4) 公共施設等総合管理計画との整合
公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

(ア) 通学路で歩道の無い箇所や幅員の確保がされていない路線があり児童生徒の安全が確保されていない。
(イ) 経年劣化で舗装にひび割れやわだち掘れ及びポットホールのある路線があり自動車の快適な運行に支障がある。
(ウ) 橋梁の老朽化が進んでおり補修が必要である。

イ 情報通信

経年劣化や塩害、また台風災害により光ファイバー設備が断線し、有線テレビの視聴やインターネットの利用が出来なくなり、日常生活に支障をきたし、安定した情報提供が出来なくなるため、施設の維持補

ウ 陸上交通の確保

地域住民の生活を支え、域外との交流を活性化するためバスの運行は欠かせない。しかし、少子高齢化による人口減少やマイカーの普及に伴いバスの利用者が減少し運行が危ぶまれている。

エ その他

奄美群島にとって、航路・航空路線は住民の往来や産業活動にとって極めて重要な交通手段であり沖縄などと比べて割高な移動コストは住民の生活利便性の向上や観光の振興等を図る上での課題となっている。

(2) その対策

ア 道路

(ア) 現道拡幅や歩道設置することで歩行者の安全を確保する。
(イ) 舗装の修繕を実施し、道路の危険除去及び運転者が快適に走行できるように整備する。
(ウ) 橋梁長寿命化計画に沿った橋梁の適期架替及び修繕を実施し、通行車の安全確保及び橋梁のライフサイクルコストの縮減を実現する。

イ 情報通信

光ファイバー設備等の保守業者と連携を図り、台風襲来時の故障に対する修理対応や故障の原因となる樹木の伐採等の設備維持管理に対して、迅速な対応等を強化する。

ウ 陸上交通の確保

地域住民の生活に必要なバス路線であり、バス事業者の企業努力だけでは維持できないものについて、経費削減や利用促進に取り組み、利便性の向上を図りながら、運行費への補助により運行の維持を図る。

エ その他

奄美群島の航空運賃及び航路運賃について軽減を図るとともに、交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(3) 計画

事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道				
	道路	内城上城線 改良舗装 W=9.25m(5.5m) L=1,340m	町		
		宇宗前寺線 改良舗装 W=8.75m(5.5m) L=389m	町		
		内城半崎線 改良舗装 W=9.25m(5.5m) L=516m	町		
		小積原名川線 改良舗装 W=9.25m(5.5m) L=600m	町		
		手々知名皆川線 改良舗装 W=8.75m(5.5m) L=700m	町		
		池鎌線 改良舗装 W=8.5m(5.5m) L=800m	町		
		長浜線 舗装修繕 W=6.5m(5.5m) L=1,240m	町		
		平瀬線 交差点改良 W=5.0m L=20m	町		
		白瀬川之前線 改良舗装 W=4.0m L=143m	町		
		手々知名皆川線 改良舗装 W=9.25m(5.5m) L=436m	町		
		橋梁長寿命化修繕計画 定期点検 12橋	町		
		南洲通線・南洲橋(下流側) 橋梁架替 W=1.9m L=22.2m	町		
		南洲通線・南洲橋(上流側) 橋梁修繕 W=2.9m L=21.6m	町		
		出花国頭線・西原橋 橋梁修繕 W=18.0m L=3.6m	町		
		神ヤド線・大城橋 橋梁修繕 W=7.2m L=11.1m	町		
		大津美田線・大津美田橋 橋梁修繕 W=6.2m L=12.1m	町		
		中城線・明治橋 橋梁修繕 W=6.2m L=8.0m	町		
		手々知名皆川線・昭和橋 橋梁修繕 W=11.0m L=11.0m	町		
		(11) 過疎地域自立促進特別事業	情報通信基盤維持管理事業	町	
			廃止路線代替バス運行委託事業	バス企業団	
			条件不利性改善事業負担金	奄美群島航路航空路運賃対策協議会	

エ 公共施設等総合管理計画との整合
公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

ア 安全で安定した水の供給のために、耐震対策・老朽化対策の設備更新が必要である。
イ 水質管理の適正化及び取水設備の更新などにより、地下水の確保と能力維持に努め環境対策などを通じて、地下水の保全に取り組む必要がある。
ウ 硬度低減化処理施設については、施設維持管理等による修繕費用が増大している。また、節水型社
会や人口減少に伴い使用水量が年々減少している。今後は、経営基盤強化と、健全な経営を行うために水道料金改定を行う必要がある。

イ 下水処理施設

(ア) 処理施設の老朽化が進むと十分な機能を発揮できないばかりでなく、重大な故障や災害につながる危険性がある。
(イ) 破損や故障による補修・修繕の頻度が増加し、維持管理費の増大につながり、経済面でも問題が生じるため、処理施設を適正に維持管理していくためには、適度な時期での適正な改善・強化工事が不可欠である。

ウ 廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理に関しては、ごみ焼却、粗大ごみ処理施設、最終処分場が整っており、住みよい生活環境の構築が図られている一方で、ごみを5種類に分別されたものを収集しているが、分別が徹底されておらず、焼却炉の故障につながっている。今後、施設の長寿命化のためにもごみの分別と監視体制の徹底を図る必要がある。
(イ) 平成14年度に供用開始した焼却施設については、10数年が経過し、維持・補修の経費が年々増大している。
(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理については、現在有機物供給センターにおいて中間処理を行い、液肥として再利用しているが、施設の老朽化が進行し、故障が多くなっている。

エ 消防施設

(ア) 消防団の装備の基準により、消防団の装備の充実を図る必要がある。
(イ) 消防設備について、老朽化等に対応するため、計画的に設備を更新する必要がある。

オ 公営住宅

(ア) 核家族化の進展 I・Uターン者の増加に伴い、住宅が不足している。
(イ) 町営住宅については、築年数が20年以上の鉄筋コンクリート造の住宅が塩害や老朽化により劣化が進み、改修の必要がある。

カ 過疎地域自立促進特別事業

近年、空き家が増加し、老朽化が進むとともに台風等による屋根や壁材の飛散が発生し、周囲の建物や農作物に被害を及ぼしている。原因の除去には、老朽化した建物の除却が有効であるが、解体費用の捻出が困難であることや空き家の所有者が島外にいるため除却が進まないのが現状である。

キ その他

(ア) 台風時の指定避難所に、防風戸等がないため安心して避難できない状態である。
(イ) 大規模災害時の指定避難所として、多くの避難者を受け入れるための体制が十分でない。
(ウ) 自主防災組織は結成されているが、自助共助のもと、更なる防災減災に対する意識の向上を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

(ア) 施設においては、第7次拡張事業において概ね更新されたが、本町の重要施設である越山配水池の更新が残っており、今後の検討課題である。
(イ) 費用削減等を進めると共に健全経営に努めていかなければならない。

イ 下水処理施設

- (ア) 平成27年度から農業集落排水施設において、東部地区・北部地区施設整備機能強化事業を導入し経年劣化による施設等の老朽化対策として、機器等の更新を行う。
- (イ) 平成28年度から農業集落排水施設において、城地区・仁嶺地区施設整備機能強化事業を計画し、経年劣化による施設等の老朽化対策として、機器等の更新事業を導入する。
- (ウ) 平成29年度から公共下水道施設において、長寿命化計画事業を策定する。

ウ 廃棄物処理施設

- (ア) 持続可能な循環型社会構築のためには、ごみの減量化をはじめ、ごみの分別の徹底、資源ごみのリサイクル等が不可欠であり、施設の長寿命化のためにも広報等で住民意識の高揚を図るとともに、施設の劣化状況や耐用年数を把握し、計画的な維持管理を実施する。
- (イ) 和泊町有機物供給センターの老朽化に伴い、し尿の処理不能に陥る可能性も高いことから、これまでも隣町で協議しており、一島一施設として新処理施設の建設について調査等を行う。

エ 消防施設

- (ア) 消防団の装備の基準(平成二十六年二月七日改正)により、消防団の装備の充実を推進する。
- (イ) 消防設備について、老朽化等に対応するため、計画的な更新を推進する。

オ 公営住宅

- (ア) 老朽化や機能の低下した町営住宅の建替及び改修を推進する。
- (イ) 空き家住宅の活用による住環境の整備及び移住・定住者受入対策を推進する。
- (ウ) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率向上に向けた取組を推進する。
- (エ) 高齢者及び障害者等に配慮した耐久性に優れた住宅の整備を推進する。

カ 過疎地域自立促進特別事業

危険廃屋等については、空き家解体費用への助成や町へ土地・建物を寄付した場合の解体を行うなどの対策を推進する。

キ その他

- (ア) 指定避難所において、台風時に安心して避難できるよう防風戸等の設置を推進する。
- (イ) 大規模災害時に備え、指定避難所の改修やバリアフリー化を推進する。
- (ウ) 地域防災力の向上のため、自主防災組織の活動促進のための、自主的な避難訓練の実施や、要配慮者の避難に対する対策について、取組を推進する。

(3) 計画

事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 生活環境の整備	(2) 下水処理施設	公共下水道	長寿命化計画	町	
			施設耐震診断	町	
	農村集落排水施設	東部地区・北部地区施設整備機能強化事業	町		
		城地区・仁嶺地区施設整備機能強化事業	町		
	(6) 公営住宅	公営住宅等整備事業	町		
		住宅ストック総合改善事業	町		
		空き家再生等推進事業(再生タイプ)	町		
		既設公営住宅居住性向上等改善事業	町		
(7) 過疎地域自立促進特別事業	空き家再生等推進事業(除却タイプ)	町			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 産婦人科医療施設の開業や産科医が常駐できるよう支援事業を隣町と連携して実施することにより、産科医を確保している。今後も島内において安心して分娩できる環境整備に努める必要がある。
 イ 現在、乳幼児医療費助成事業として、未就学児を対象に保険該当医療費の一部負担金について全額助成を実施しているが、対象年齢を拡充し子育て世代の経済的負担を軽減することにより、子どもの健康増進及び疾病の早期発見・早期治療を促進し、健やかな成長の推進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 低出生体重児や早産等の対応を含め、関係機関と連携し産科医の確保に努める。
 イ 町内出身者において、医師、助産師等の資格取得を目指し、島内で勤務する人材育成を支援する。
 ウ 現在の小学校就学前(未就学児)までの対象年齢を中学校卒業年度末までに引き上げ、子育て世代の経済的負担の軽減、子どもの疾病等の早期発見・早期治療を促進する。

(3) 計画

事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	産科医等確保支援事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 大規模改造(空調)

経年劣化により使用不能及び使用が著しく制限されている空調機器について、生徒が安全で快適な学校生活を送れるとともに学校行事以外での利用促進を図るため、機器の更新が必要である。

イ 就学支援対策

近年、児童生徒の学力や学ぶ意欲・体力の低下、家庭・地域の教育力の低下等憂慮すべき傾向にあり、確かな学力の定着や学習意欲の喚起、体力の向上等を図る必要がある。

(2) その対策

ア 大規模改造(空調)

経年劣化により使用不能及び使用が著しく制限されている空調機器について、機器の更新を行うことにより、生徒の授業への関心や学習意欲の増大が期待できると共に学校行事以外でも利用促進が図られる。

イ 就学支援対策

発達に応じた確かな学力の定着を図り、児童生徒の個性や能力を伸ばすことや社会の変化に応じた教育、特別支援教育、英語活動支援、郷土教育など子どもの状況に応じた教育を推進するために支援

(3) 計画

事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校関連施設 その他	和泊中学校大規模改造(空調)事業	町	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	就学支援対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化財は郷土を正しく理解し、郷土への愛着をはぐくむために必要不可欠なものである。その保存・活用が法で定められている反面、対策を講じなければ失われる危険性がある。また、それに対する町民の関心や理解は十分とは言えない。

(2) その対策

町民が文化財を正しく理解する機会の拡充を図る。

(3) 計画

事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	えらぶ世之主関連遺産群の史跡等保存活用事業(和泊町の世之主の墓石垣修復事業等)	町	
	その他	えらぶ世之主関連遺産群の史跡等調査事業(町内遺跡発掘調査等事業)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 本町には21の集落があり、市街地を除くほとんどの集落が農業を主体とする地域であり、全集落とも緊急車両等の通行できる主要道路の整備が進んでいる。自治活動の拠点施設である公民館は、耐震等の整備は既にされているが、バリアフリー等、今後、改築を含めた整備が必要となっている。

イ 少子高齢化が急速に進む中、若者の流出に歯止めがきかず、集落としての機能の維持が厳しくなりつつある集落もある。また、集落内の連帯感が希薄化し、本来持っている相互扶助の機能の低下や、リーダーの担い手不足等、集落の運営自体が危惧されている。

ウ 近年「共生・協働」のまちづくりが必要な中、まちづくり協力隊を積極的に活用し、各集落毎に合った今後の集落づくり計画が必要となっている。

(2) その対策

行政と集落の住民が共同して、集落リーダーの育成等の活動を支援する。

(3) 計画

事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落リーダー育成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 集落、NPO等の地域資源を活用した様々な取組に支援しており、地域の活性化が図られつつある。
 イ 集落における高齢化及び人口減少等による地域活動の維持・継続が困難になりつつある。
 ウ これまでも奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づいた計画で自立的発展に向けて取り組んできたが、いまだ自立できていないのが現状である。

(2) その対策

ア 地域の活性化や課題解決に資する事業の企画案を、公募方式により集落や地域団体、NPO等から募集し、事業内容を審査し適当と判断されるものについて助成することにより地域の活性化を推進する。
 イ 地域外から受け入れたまちづくり協力隊が、新たな視点で地域資源の再発見及び課題の解決など地域住民が主体となる活性化策の検討(ワークショップ形式)を行い、地域活性化を推進する。
 ウ 奄美群島広域事務組合は、奄美群島の自立的発展のために広域的な産業振興事業の実施を行っていることから、奄美群島12市町村は負担金として支援する。

(3) 計画

事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	地域活性化支援事業	町	
		あざ・まち元気活動事業	町	
		自立的発展のための広域的な産業振興事業に対する負担金	奄美群島広域事務組合	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後に記載する。

事業計画(平成28年度～32年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	農林水産物輸送コスト支援事業	町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11)過疎地域自立促進特別事業	情報通信基盤維持管理事業	町	
		廃止路線代替バス運行委託事業	バス企業団	
		条件不利性改善事業負担金	奄美群島航路航空路運賃対策協議会	
3 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	空き家再生等推進事業(除去タイプ)	町	
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	産科医等確保支援事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	就学支援対策事業	町	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	集落リーダー育成事業	町	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	地域活性化支援事業	町	
		あざ・まち元気活動事業	町	
		自立的発展のための広域的な産業振興事業に対する負担金	奄美群島広域事務組合	